



野焼きとは、不完全な焼却施設などによる、屋外での焼却行為のことです。法律により、一部の例外を除いて禁止されています。  
 ・ドラム缶・ブロック積み  
 ・穴を掘った焼却も、野焼き行為となります。

# 野焼きは、 犯罪になります

問い合わせ先 環境整備課  
 (☎43-7237)

	焼却禁止の例外となる 廃棄物の焼却	例
①	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
②	震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対応または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時における木くずなどの焼却、道路管理のために剪定した枝などの焼却（廃タイヤ不可）など
③	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんどなどの地域の行事における廃材などの焼却など
④	農業または林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却	農業者が行う凍霜害防止のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却（廃ビニールは不可）など
⑤	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却など

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物ににおいが付いたり、乳幼児のいる家庭やぜんそくなど呼吸器系の病気のの人にとっては、非常に迷惑となります。できる限り焼却しないで処理するようにならしてください。苦情などがあった場合は行政指導を行います。

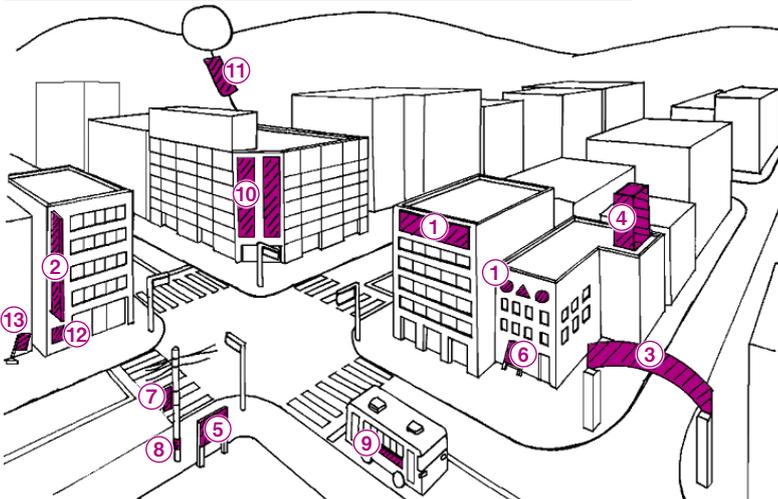
軽微な焼却とは、煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。

例外的に焼却する場合であっても、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、できるだけ他人の迷惑とならないように努めてください。

## 屋外広告物の表示・設置は許可が必要です

### 屋外広告物の例

- ①壁面広告、②突き出し看板、③アーチ看板、④屋上広告塔、⑤掲示板、⑥立て看板、⑦電柱広告（添加）、⑧電柱広告（巻き付け）、⑨バス広告、⑩懸垂幕、⑪気球広告、⑫はり紙、⑬のぼり旗



屋外広告物（看板・広告塔など）を表示・設置する際は、市の許可が必要です。これは、自己所有の土地や建物に表示・設置する場合も同様です。

設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては許可できない場合もあります。9月1日（金）～10日（日）は、屋外広告物適正化旬間です。許可を受けずに屋外広告物を設置していると違

反広告物となり、撤去されることもあります。すでに看板や広告塔などを設置していて申請をしていない場合は、速やかに申請をしてください。申請手続きなど詳しくは、お問い合わせください。申請書は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 整備保全課  
 (☎43-7236)